

地域における生物多様性が深刻な危機に直面

希少な野生動植物の減少・二次的自然（里地里山など）の手入れ不足・外来種の侵入による生態系の攪乱

地域の特性に応じた保全活動が必要

自然的・社会的状況は地域によって様々

社会的要請の拡大

生物多様性基本法の制定（平成20年）
生物多様性条約COP10の開催



地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成23年10月1日施行）

「地域連携保全活動」とは・・・

**生物の多様性を保全するための活動であって、
地域の自然的社会的条件に応じ、
地域における多様な主体が有機的に連携して行うもの**



<法律の概要>

- 環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針を策定する
- 市町村は、地域連携保全活動計画を作成することができる
- NPO等は、市町村に対し、地域連携保全活動計画の案の作成についての提案することができる
- 地域連携保全活動計画の作成や実施に係る連絡調整を行うための協議会を設置することができる
- 自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、鳥獣保護管理法、森林法及び都市緑地法に基づく一定の許可等を受けなくてもよいとする特例措置がある
- 地方公共団体は地域連携保全活動支援センターを確保するよう努める

■ 地域連携保全活動計画 16地域（令和5年10月現在）

地域の自然的社会的条件に応じ、市町村が、単独又は共同して、地域における多様な主体が有機的に連携して行う保全活動の促進のために策定する計画

北海道黒松内町ほか後志地域11町村、北海道羽幌町、東京都あきる野市、神奈川県秦野市、石川県珠洲市、長野県飯山市、京都府木津川市、大阪府能勢町、兵庫県西宮市、神戸市、島根県出雲市・雲南市、岡山県真庭市、山口県宇部市、愛媛県松山市、西条市、沖縄県大宜味村

■ 地域連携保全活動支援センター 21自治体（令和5年10月現在）

関係者間における連携・協力のあっせん、知識を有する者の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う機能を担うべく、地方公共団体が確保する拠点

北海道生物多様性保全活動連携支援センター（HoBiCC）、青森県環境生活部自然保護課、茨城県生物多様性センター、栃木県環境森林部自然環境課、小山市総合政策部自然共生課、埼玉県生物多様性センター、鴻巣市コウノトリ野生復帰センター、千葉県生物多様性センター、福井県安全環境部自然環境課、長野県環境部自然保護課、愛知県環境局環境政策部自然環境課、なごや生物多様性センター、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課、きょうと生物多様性センター、ウェブサイト「堺いきもの情報館／堺生物多様性センター」、兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課、飛鳥・人と自然の共生センター、とっとり生物多様性推進センター、とくしま生物多様性センター、愛媛県立衛生環境研究所生物多様性センター、志布志市生物多様性センター